



CCSBT-CC/1910/12

## Update on CCSBT's Compliance Relationships with Other Bodies and Organisations CCSBT とその他機関との遵守関係に関するアップデート

### 1. Introduction

#### 序論

This paper updates Members on developments regarding its compliance relationships with the International Monitoring, Control and Surveillance Network (IMCSN), the Tuna Compliance Network (TCN), and RFBs<sup>1</sup>/ RFMOs<sup>2</sup>, including the International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas (ICCAT), the Indian Ocean Tuna Commission (IOTC), the Western and Central Pacific Fisheries Commission (WCPFC), the Forum Fisheries Agency (FFA) and the Pacific Community (SPC), as well as the UK Government's Marine Management Organisation (MMO), PEW Charitable Trusts and Global Fishing Watch (GFW).

本文書では、メンバーに対し、国際監視・管理・取締ネットワーク（IMCSN）、まぐろ遵守ネットワーク（TCN）、及び地域漁業機関<sup>1</sup>／地域漁業管理機関<sup>2</sup>（大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）、フォーラム漁業機関（FFA）及び太平洋共同体（SPC）、並びに英国政府海洋管理機関（MMO）、PEW 慈善基金及びグローバル・フィッシング・ウォッチ（GFW）を含む）との遵守関係の進展状況にかかる最新情報を提示する。

### 2. Relationship with the IMCSN

#### IMCSN との関係

The IMCSN is a non-profit and informal organisation, established to facilitate bilateral and multilateral co-operation to combat illegal, unreported and unregulated (IUU) fishing and associated activities. The CCSBT became a member of the IMCSN in November 2013.

IMCSN は、違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び関連活動と戦うための二国間及び多国間協力を促進するために設立された非営利・非公式機関である。CCSBT は、2013 年から IMCSN のメンバーとなっている。

### 3. Meetings

#### 会合

The CCSBT's Compliance Manager attended the Seafood and Emerging Technologies Conference (SAFET) 2019, followed immediately by the IMCSN's 6<sup>th</sup> Global Fisheries Enforcement Training Workshop (GFETW) including the IMCSN annual business meeting (20 February 2019), and then chaired and attended the third workshop of the Tuna Compliance Network (TCN). All meetings were held in Bangkok, Thailand between 13 - 24 February 2019. Note that the CCSBT Compliance Manager has now completed a one-year term as Chair of the TCN. WCPFC's Compliance Manager is the new TCN Chair.

<sup>1</sup> Regional Fisheries Bodies 地域漁業機関

<sup>2</sup> Regional Fisheries Management Organisations 地域漁業管理機関

The majority of participation costs associated with attendance of the GFETW and TCN meetings were met by the Common Oceans Areas Beyond National Jurisdiction (ABNJ) Tuna Project via the IMCSN. Officers responsible for compliance from all tuna RFMOs, as well as their respective Compliance Committee Chairs, the Compliance Manager from NPFC<sup>3</sup>, Alejandro Anganuzzi of FAO, coordinator of the ABNJ Tuna Project and IMCSN personnel attended the TCN. The focus of the TCN workshop was on compliance assessment procedures. Following the Bangkok workshop, participants finalised TCN's meeting report<sup>4</sup> and updated its 'living' Workplan for the period 2019 onwards.

CCSBT のコンプライアンス・マネージャーは、2019 年のシーフード及び新技術会議 (SAFET) と、その直後の第 6 回グローバル漁業取締トレーニングワークショップ (GFETW、IMCSN 年次実務会合 (2019 年 2 月 20 日) を含む) に参加し、さらにその後の第 3 回まぐろ遵守ネットワーク (TCN) ワークショップに議長として参加した。これらの会合は、2019 年 2 月 13-24 日にかけてバンコク (タイ) で開催された。CCSBT コンプライアンス・マネージャーは、TCN 議長としての 1 年の任期を完了したことに留意されたい。WCPFC コンプライアンス・マネージャーが新たな TCN 議長となる。

### ***Future of the TCN***

#### ***TCN の今後について***

The TCN is hosted within the IMCSN, and up until September 2019 its operation, including employing a Coordinator and organising workshops and associated travel, has been funded by the Common Oceans ABNJ Tuna Project. The TCN Coordinator is now seeking alternative external funding sources to enable continued operation of the TCN beyond 2019. However, even if new funding is secured, it is intended that each tRFMO should meet any travel expenses incurred by its personnel attending future TCN workshops.

TCN は IMCSN の一部として設置されており、公海まぐろ ABNJ プロジェクトからの資金による TCN の運営 (コーディネーターの雇用、ワークショップ及び関連する出張の調整を含む) は 2019 年 9 月に終了する。TCN コーディネーターは、2019 年以降も TCN の運営を継続することができるよう、別の外部資金を求めているところである。しかしながら、新たな資金が確保された場合でも、各まぐろ類 RFMO に対しては、将来の TCN ワークショップへの代表者の参加に関して発生する旅費をそれぞれ負担することが想定されている。

## **4. Relationship with other Bodies and Organisations**

### **その他の機関との関係**

#### ***ICCAT and IOTC***

##### ***ICCAT 及び IOTC***

As well as having the opportunity to meet with the ICCAT and IOTC Secretariat's compliance colleagues at the TCN in February 2019, the CCSBT Secretariat has had regular routine interactions with both the ICCAT and IOTC Secretariat compliance personnel since CC13, primarily concerning the shared transshipment observer programme for transshipments at sea involving SBT.

2019 年 2 月の TCN 会合では、ICCAT 及び IOTC 事務局の遵守担当者とも接する機会があった。CC 13 以降、CCSBT 事務局は、特に SBT を含む洋上転載に関して共有

<sup>3</sup> North Pacific Fisheries Commission 北太平洋漁業委員会

<sup>4</sup> A copy of the meeting report can be found at: 会合報告書の写しは以下から入手可能である :

[http://www.fao.org/fileadmin/user\\_upload/common\\_oceans/docs/TCN3rdWorkshopReport.pdf](http://www.fao.org/fileadmin/user_upload/common_oceans/docs/TCN3rdWorkshopReport.pdf)

している転載オブザーバー計画につき、ICCAT 及び IOTC の両事務局の遵守担当者  
と定期的に連絡をとってきたところである。

Due to legal requirements associated with the IOTC being part of the UN Food and Agriculture Organisation (FAO)<sup>5</sup>, the IOTC has proposed replacing the transshipment Memorandum of Understanding (MoU) between CCSBT and IOTC with a Letter of Understanding (LoU). The draft LoU is very similar to the preceding Transshipment MoU but will facilitate improved sharing of transshipment observer information between the two Secretariats. IOTC's proposed tracked version is provided at **Attachment A**, and the same version with all proposed revisions accepted is provided at **Attachment B** for Members' consideration. It is intended that the draft LoU would be signed by the Chairs of the IOTC and CCSBT respectively if approved by both Commissions.

IOTC は、IOTC が国連食料農業機関 (FAO)<sup>5</sup>の一部となったことに伴う法的要件を踏まえて、CCSBT と IOTC との間の転載了解覚書 (MoU) を「基本合意書」

(LoU) に置き換えることを提案している。LoU 案は、従来の転載 MoU と非常に類似した内容となっているが、両事務局間での転載オブザーバー情報の共有改善を促進するものとなる見込みである。メンバーによる検討に向けて、IOTC の提案について、(了解覚書からの) 見え消し修正バージョンを別紙 A に、修正を反映したバージョンを別紙 B にそれぞれ示した。両委員会により LoU が承認された場合は、IOTC 及び CCSBT の議長により署名を行うことが企図されている。

### **WCPFC/ SPC**

A Transshipment Memorandum of Cooperation<sup>6</sup> (MoC) with WCPFC was signed by both the CCSBT and WCPFC Chairs during 2017, however this MoC has not yet been operationalised. WCPFC との転載協力覚書 (MoC)<sup>6</sup>は 2017 年に CCSBT 及び WCPFC の両議長により署名されたが、まだ運用には至っていない。

The CCSBT Secretariat has maintained contact with the WCPFC Compliance Manager and relevant representatives of the SPC during 2019 in order to monitor any progress and contribute to the development of transshipment observer standards for use in the WCPFC Convention Area. However, there has been no further progress to date. The next opportunity to work on this item will be at the 12<sup>th</sup> SPC/FFA Data Collection Committee (DCC) which is scheduled to be convened in approximately November 2019, most likely in Noumea, New Caledonia.

CCSBT 事務局は、進捗状況のモニタリング及び WCPFC 条約区域で使用する転載オブザーバー基準の策定に寄与することができるよう、2019 年も引き続き WCPFC コンプライアンス・マネージャー及び SPC 関係者と協議している。しかしながら、今日までにさらなる進捗はなされていない。本件について作業を行う次の機会は、2019 年 11 月頃におそらくヌメア (ニューカレドニア) での開催が予定されている第 12 回 SPC/FFA データ収集委員会 (DCC) である。

---

<sup>5</sup> Refer to paper IOTC-2019-S23-12

<sup>6</sup> Memorandum of Cooperation (MoC) on the Endorsement of WCPFC Regional Observer Programme Observers for Observing Transshipments of Southern Bluefin Tuna on the High Seas of the WCPFC Convention Area WCPFC 条約水域の公海における SBT を含む洋上転載に関する協力覚書

## 5. Global Fishing Watch and PEW Charitable Trusts

### グローバル・フィッシング・ウォッチ及びピュー慈善基金

The Compliance Manager and Chair of the CCSBT's Compliance Committee had informal discussions with representatives from Global Fishing Watch (GFW) and the PEW Charitable Trusts during the 6<sup>th</sup> GFETW in February 2019.

コンプライアンス・マネージャー及び CCSBT 遵守委員会議長は、2019 年 2 月の第 6 回 GFETW の際、グローバル・フィッシング・ウォッチ及びピュー慈善基金と非公式に協議を行った。

These two organisations are working collaboratively on the development of a web-based Carrier Vessel Portal (CVP) which will be publicly available and specifically focused on carrier vessel (CV) information and activities, especially those CVs authorised by the five tuna RFMOs. The purpose of the CVP is to provide users with an easy, single-access data platform for information related specifically to carrier vessels and at-sea transshipments. Initially it is envisaged that the CVP will display Automatic Identification System (AIS) data linked with RFMO vessel authorisation data. The Secretariat has provided some public background information about SBT/CCSBT to PEW that it requested to assist it with the development of this CVP.

これら 2 機関は、ウェブベースの運搬船ポータル (CVP) の開発に協力して取り組んでいるところである。CVP は、公開が予定されているものであり、特に 5 つのまぐろ類 RFMO によって許可された運搬船 (CV) に関する情報及び活動に焦点を当てたものである。CVP の目的は、ユーザーに対し、特に運搬船及び洋上転載に関する情報に容易かつワンストップでアクセスできるデータプラットフォームを提供することである。当初は、CVP では RFMO の船舶許可データに紐付けられた自動船舶識別装置 (AIS) データを表示することが想定されている。事務局は、この CVP の開発に資するものとして要請された公開済みの SBT/CCSBT 関連の背景情報をピューに提供した。

## 6. Blue Belt Programme, Marine Management Organisation (MMO), UK

### 英国海洋管理機関 (MMO) ブルーベルト・プログラム

CCSBT's Compliance Manager met informally with the UK Government's Blue Belt Programme Head of Compliance and Enforcement (which is administered by the MMO) at the 6<sup>th</sup> GFETW. The Blue Belt Programme supports delivery of the UK Government's commitment to enhance marine protection of marine environment across UK Overseas Territories (UKOTs) including Ascension Island, St Helena, Tristan da Cunha, South Georgia and the South Sandwich Islands, British Antarctic Territory, British Indian Ocean Territory and Pitcairn. The MMO has not raised any specific issues of concern with the CCSBT since CC13.

CCSBT コンプライアンス・マネージャーは、第 6 回 GFETW の際、英国政府ブルーベルト・プログラム遵守・取締本部 (MMO が運営) と非公式協議を行った。ブルーベルト・プログラムは、英国海外領土 (UKOTs、アセンション諸島、セントヘレナ島、トリスタン・ダ・クーニャ、サウスジョージア島、南サンドウィッチ諸島、英国南極地域、英国インド洋地域及びピトケアン島を含む) 横断的な海洋環境保護の強化にかかる英国政府のコミットメントの展開をサポートしている。CC 13 以降、MMO は CCSBT 関連の具体的な問題については何ら提起していない。

## 7. Recommendations

### 勧告

CC14 is invited to:

CC14 は以下を招請されている。

- Note the CCSBT's Compliance Relationships with other bodies and organisations;  
and  
CCSBT とその他の機関との遵守関係について留意すること
- Review and decide whether to recommend approval of the draft Transhipment Letter of Understanding at **Attachment B**.  
別紙 B に示した転載基本合意書案を承認するよう勧告するかどうかを決定すること

Commission for the Conservation of  
Southern Bluefin Tuna



みなみまぐろ保存委員会



## 大型漁船の洋上転載のモニタリングに関する CCSBT<sup>1</sup>事務局と IOTC<sup>2</sup>事務局との間の基本合意書子解覚書案

### 序

1. IOTC は、決議 4418/06<sup>3</sup>を採択し、IOTC 条約水域内における大型まぐろはえ縄漁船 (LSTLV's) による洋上転載のモニタリングのための計画を導入した。CCSBT は、みなみまぐろ (SBT) を含むすべての転載に対し全世界的に適用される冷凍能力を有するまぐろはえ縄漁船について、同様の決議<sup>4</sup>を採択した。
2. IOTC 条約水域内において、CCSBT 及び IOTC 決議は、同様の規定を有し、CCSBT 決議の遵守を求められる船舶の大半は IOTC 決議の遵守もまた求められている。
3. 本基本合意書子解覚書 (MOULoU) は、作業の重複並びに CCSBT 及び IOTC の両決議の遵守が求められる者に関連する費用を最小限に抑えるため、制定された。

### 本基本合意書子解覚書の目的

4. ~~一本 LoUMOU は、CCSBT 及び IOTC の両方のメンバー/締約国(CPCs)<sup>5</sup>の冷凍能力を有する LSTV's による IOTC 条約水域内における全船団のみなみまぐろ (SBT) を含む洋上転載に対し適用される。現在、これは次から構成される。~~
5. ~~オーストラリア~~
6. ~~欧州共同体~~
7. ~~インドネシア~~
8. ~~日本~~
9. ~~韓国~~
10. ~~フィリピン~~
- 11.4. ~~南アフリカ~~

<sup>1</sup> みなみまぐろ保存委員会

<sup>2</sup> インド洋まぐろ類委員会

<sup>3</sup> 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議 4418/06

<sup>4</sup> 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議

<sup>5</sup> 本 MOU の目的において、“メンバー”は協力的非加盟国を含み、“CPCs”は協力的非加盟国を含む。

- ~~12. 本 MOU は、洋上転載をモニタリングするための CCSBT 及び IOTC の両方の計画に参加するその他の船団に対しても適用される。~~
- ~~13. CCSBT 及び IOTC は、本リストに影響を与えるメンバー/CPCs/参加船団に関する変更について、相互に通知するものとする。~~

### CCSBT と IOTC との間の取極

- ~~14.5. IOTC 転載決議 1814/06 (又はすべての後継決議) のすべての規定は、本取極に含まれる洋上転載に対し、引き続き適用される。~~
- ~~14.6. CCSBT 転載決議 (又はすべての後継決議) のすべての規定もまた、次を除き、本取極に含まれる洋上転載に対し、引き続き適用される。~~
- a. 1 隻の LSTLV による転載につき単独の転載申告書を作成することを可能とするため、CCSBT 転載申告書の代わりに IOTC 転載申告書を使用することができる。これは、IOTC 及び CCSBT の書式が変更されない間、反対の取極がなされない限り、適用される。なお、運搬船の船長から IOTC 事務局に対する本書の送信は、CCSBT 事務局に対しても送信されたものとみなされる。IOTC 事務局は、これら文書を遅滞なく CCSBT 事務局に送信する。
  - b. LSTLV's 及び運搬船の IOTC 登録番号は、CCSBT における同等のものに代えて使用することができる。CCSBT 事務局は、IOTC 及び CCSBT の登録番号の間で必要となる変換を行う。
  - c. 単一系列の転載オブザーバーの利用を可能とするため、IOTC 転載オブザーバーは、CCSBT 転載決議において制定された基準に合致し、かつ、CCSBT 事務局が通知を受けていることを条件に、CCSBT 転載オブザーバーとみなされる。
  - d. 契約者によるオブザーバー報告書の IOTC 事務局への送信は、CCSBT 事務局に対しても送信されたものとみなされる。IOTC 事務局は、これら文書及び関連するその他すべての文書を遅滞なく CCSBT 事務局に送信する。
- ~~14.7. パラグラフ 57 及び 68 の複合効果は、IOTC 事務局及び転載オブザーバーが IOTC 決議の要件に次を追加し、継続することである。~~
- a. IOTC 及び CCSBT の事務局は、転載申告書を含む、洋上転載に関する決議に対する変更計画又は実際の変更について、相互に通知する。
  - b. IOTC 事務局は、SBT を含むすべての転載に関する転載申告、5 日間報告書、及びオブザーバー報告書及び関連するその他すべての文書の写しを、遅滞なく CCSBT 事務局に対し送信する。
  - c. SBT の転載の監督にあたる IOTC 転載オブザーバーは、IOTC 決議 1418/06 (又はすべての後継決議) に求められる知見及び訓練に加えて、次を有さなければならない。
    - みなみまぐろを同定するための十分な知見及び知識。
    - CCSBT の条約及び管理措置に関する十分な知識を有すること。



- d. IOTC 転載オブザーバーの最新リストは、IOTC 事務局によって維持され、定期的に CCSBT 事務局に提供される。
- e. IOTC は、オブザーバー配置が SBT の転載に関与するとの通知を受けた場合、CCSBT 事務局が漁船及び運搬船の正当性を公開されている CCSBT 許可漁船リスト及び CCSBT 許可運搬船リストに照会し確認できるよう、オブザーバーの派遣の前に CCSBT に対し通報する。
- f. IOTC 決議 1418/06 (又はすべての後継決議) において指定されている任務に加えて、SBT の転載を監督する転載オブザーバーは、次を行う。
- ~~2010年1月1日以降~~、転載の詳細（日付、名称及び運搬船に関する登録）が正しく記入されていること及び製品の転載が CCSBT 転載決議<sup>6</sup> に従って監督されたことを示すため、CCSBT の CDS 文書の転載確認セクションへの署名。

17.8. 本合意書 ~~MOU~~ に基づく運用により IOTC 事務局に課せられる追加の費用(例オブザーバーとして求められる追加の訓練及び保険)は、IOTC 決議 18/06 (又はすべての後継決議) における 転載費用回収メカニズムを通じて、洋上転載をモニタリングするための IOTC 地域オブザーバー計画の下に転載を行う船団関係 CPC's から回収される。

18.9. 本合意書 ~~MOU~~ は、~~下記の日付から 2009年4月1日から 12ヶ月の間効力を有する。CCSBT 又は IOTC の事務局が別の決定をし、書面をもって通知しない限り、毎年4月1日から 12ヶ月の間効力を有するよう自動更新される。本合意書のどちらの事務局も、一方の事務局に書面により通知することで、時を選ばず MOU を終了は、IOTC 事務局長が CCSBT 事務局長に通知した日付をもって効力を有するさせることができる。~~

署名及び日付

\_\_\_\_\_

みなみまぐろ保存委員会

\_\_\_\_\_

インド洋まぐろ類委員会

日付: \_\_\_\_\_

日付: \_\_\_\_\_

<sup>6</sup> CDS 文書に記載された製品とオブザーバーが記録した数量との差異は、オブザーバー報告書（CDS 文書ではない）に記録され、オブザーバーは CDS 文書への署名を妨げられない。



Commission for the Conservation of  
Southern Bluefin Tuna



みなみまぐろ保存委員会



## 大型漁船の洋上転載のモニタリングに関する CCSBT<sup>1</sup>事務局と IOTC<sup>2</sup>事務局との間の基本合意書案

### 序

1. IOTC は、決議 18/06<sup>3</sup>を採択し、IOTC 条約水域内における大型まぐろはえ縄漁船（LSTLV's）による洋上転載のモニタリングのための計画を導入した。CCSBT は、みなみまぐろ（SBT）を含むすべての転載に対し全世界的に適用される冷凍能力を有するまぐろはえ縄漁船について、同様の決議<sup>4</sup>を採択した。
2. IOTC 条約水域内において、CCSBT 及び IOTC 決議は、同様の規定を有し、CCSBT 決議の遵守を求められる船舶の大半は IOTC 決議の遵守もまた求められている。
3. 本基本合意書（LoU）は、作業の重複並びに CCSBT 及び IOTC の両決議の遵守が求められる者に関連する費用を最小限に抑えるため、制定された。

### 本基本合意書の目的

4. 本 LoU は、IOTC 条約水域内における全船団のみなみまぐろ（SBT）を含む洋上転載に対し適用される。

### CCSBT と IOTC との間の取極

5. IOTC 転載決議 18/06（又はすべての後継決議）のすべての規定は、本取極に含まれる洋上転載に対し、引き続き適用される。
6. CCSBT 転載決議（又はすべての後継決議）のすべての規定もまた、次を除き、本取極に含まれる洋上転載に対し、引き続き適用される。

<sup>1</sup> みなみまぐろ保存委員会

<sup>2</sup> インド洋まぐろ類委員会

<sup>3</sup> 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議 18/06

<sup>4</sup> 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議

- a. 1 隻の LSTLV による転載につき単独の転載申告書を作成することを可能とするため、CCSBT 転載申告書の代わりに IOTC 転載申告書を使用することができる。これは、IOTC 及び CCSBT の書式が変更されない間、反対の取極がなされない限り、適用される。なお、運搬船の船長から IOTC 事務局に対する本書の送信は、CCSBT 事務局に対しても送信されたものとみなされる。IOTC 事務局は、これら文書を遅滞なく CCSBT 事務局に送信する。
  - b. LSTLV's 及び運搬船の IOTC 登録番号は、CCSBT における同等のものに代えて使用することができる。CCSBT 事務局は、IOTC 及び CCSBT の登録番号の間で必要となる変換を行う。
  - c. 単一系列の転載オブザーバーの利用を可能とするため、IOTC 転載オブザーバーは、CCSBT 転載決議において制定された基準に合致し、かつ、CCSBT 事務局が通知を受けていることを条件に、CCSBT 転載オブザーバーとみなされる。
  - d. 契約者によるオブザーバー報告書の IOTC 事務局への送信は、CCSBT 事務局に対しても送信されたものとみなされる。IOTC 事務局は、これら文書及び関連するその他すべての文書を遅滞なく CCSBT 事務局に送信する。
7. パラグラフ 5 及び 6 の複合効果は、IOTC 事務局及び転載オブザーバーが IOTC 決議の要件に次を追加し、継続することである。
- a. IOTC 及び CCSBT の事務局は、転載申告書を含む、洋上転載に関する決議に対する変更計画又は実際の変更について、相互に通知する。
  - b. IOTC 事務局は、SBT を含むすべての転載に関する転載申告、5 日間報告書、オブザーバー報告書及び関連するその他すべての文書の写しを、遅滞なく CCSBT 事務局に対し送信する。
  - c. SBT の転載の監督にあたる IOTC 転載オブザーバーは、IOTC 決議 18/06（又はすべての後継決議）に求められる知見及び訓練に加えて、次を有さなければならない。
    - みなみまぐろを同定するための十分な知見及び知識。
    - CCSBT の条約及び管理措置に関する十分な知識を有すること。
  - d. IOTC 転載オブザーバーの最新リストは、IOTC 事務局によって維持され、定期的に CCSBT 事務局に提供される。
  - e. IOTC は、オブザーバー配置が SBT の転載に関与するとの通知を受けた場合、CCSBT 事務局が漁船及び運搬船の正当性を公開されている CCSBT 許可漁船リスト及び CCSBT 許可運搬船リストに照会し確認できるよう、オブザーバーの派遣の前に CCSBT に対し通報する。

- f. IOTC 決議 18/06（又はすべての後継決議）において指定されている任務に加えて、SBT の転載を監督する転載オブザーバーは、次を行う。
- 転載の詳細（日付、名称及び運搬船に関する登録）が正しく記入されていること及び製品の転載が CCSBT 転載決議<sup>5</sup> に従って監督されたことを示すため、CCSBT の CDS 文書の転載確認セクションへの署名。
8. 本合意書に基づく運用により IOTC 事務局に課せられる追加の費用(例 オブザーバーとして求められる追加の訓練及び保険)は、IOTC 決議 18/06（又はすべての後継決議）における費用回収メカニズムを通じて、洋上転載をモニタリングするための IOTC 地域オブザーバー計画の下に転載を行う船団から回収される。
9. 本合意書は下記の日付から効力を有する。本合意書の終了は、IOTC 事務局長が CCSBT 事務局長に通知した日付をもって効力を有する。

署名及び日付

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

みなみまぐろ保存委員会

インド洋まぐろ類委員会

日付: \_\_\_\_\_

日付: \_\_\_\_\_

<sup>5</sup> CDS 文書に記載された製品とオブザーバーが記録した数量との差異は、オブザーバー報告書（CDS 文書ではない）に記録され、オブザーバーは CDS 文書への署名を妨げられない。